



# 埼玉県報

第 2 6 7 4 号  
平成27年2月27日  
金 曜 日

## 目 次

### 規則

- [埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則\(警察・文書課\)](#)

### 告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [戸田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(みどり自然課\)](#)
- [越谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(みどり自然課\)](#)
- [和光都市計画特別緑地保全地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(みどり自然課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [障害者就業・生活支援センターの変更に係る公示\(就業支援課\)](#)
- [森林法第189条の規定に基づく告示\(森づくり課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [越谷都市計画公園の変更\(公園スタジアム課\)](#)
- [宅地建物取引業者の聴聞の実施\(建築安全課\)](#)
- [県道和光志木線\(朝霞浄水場西交差点\)の供用の開始\(朝霞県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)

- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [荒川右岸流域下水道終末処理場下水汚泥固形燃料化施設維持管理業務委託に関する契約の相手方等の公示\(下水道管理課\)](#)
- [下水道維持管理包括委託に関する契約の相手方等の公示\(下水道管理課\)](#)
- [不在者投票を行うことができる施設の異動\(選挙管理委員会\)](#)
- [選挙管理委員の退職及び補欠\(選挙管理委員会\)](#)
- [監査結果の公表\(監査第二課\)](#)
- [措置通知の公表\(監査第二課\)](#)

## 規 則

埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 2月27日

埼玉県公安委員会委員長 山 本 正 士

埼玉県公安委員会規則第 2 号

埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成18年埼玉県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第10条第 1 項第 1 号ア中「別記様式第30号」を「別記様式第29号」に改める。

附 則

この規則は、平成27年 3月 1 日から施行する。

## 告 示

埼玉県告示第百六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年二月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人愛生

三 代表者の氏名

田井 寿美江

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市大字平方四十四番地十四

五 定款に記載された目的

この法人は、あらゆる障害を持つ人と高齢者に対し、地域に根ざした生活を快適に過ごし、安心して豊かな暮らしを送ることができると新しい福祉システムの構築をする事業を行い、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第百六十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年二月十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人スマイルハウス
- 三 代表者の氏名  
平井 一光
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県上尾市須ヶ谷一丁目八十七番地一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障害者や高齢者に対して、住み慣れた環境で、自立した生活を営むための福祉サービス事業、介護サービス事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、誰もが健やかに暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第百六十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年二月二十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 ワンツーはあと
- 三 代表者の氏名  
前田 八重子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川越市稻荷町二十二番地十四
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、知的障がい者及び高齢者等に対し、体操指導などの支援事業を行い、体操をする機会と楽しさを届けることにより、健康寿命の向上に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第百六十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款及び役員名簿を、申請書を受理した日から二ヶ月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年二月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前）特定非営利活動法人 Love and Peace Community

（変更後）特定非営利活動法人つむぢゅらさん

三 代表者の氏名

安 里 奈保見

四 主たる事務所の所在地

（変更前）東京都中野区中野三丁目二十八番二十一号

（変更後）埼玉県朝霞市溝沼二丁目五番十二号ディアステージA201

五 定款に記載された目的

この法人は、貧困、差別、自然災害等に苦しむ社会的弱者に対して、チャリティイベント等を通じて寄せられた募金、義援金等による各種支援に関する事業を行い、愛と平和に満ちた世界の実現に寄与することを目的とする。

# 告 示

## 埼玉県告示第百六十七号

戸田市から戸田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司



# 告 示

埼玉県告示第百六十八号

越谷市から越谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第百六十九号

和光市から和光都市計画特別緑地保全地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

埼玉県告示第百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十七年二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
あげお在宅医療クリニック	上尾市上二〇宮内	邦浩	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年七月一日
多機能ホームのぞみ	上尾市小敷谷	株式会社ジャパンエクシード	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	平成二十七年一月一日
グループホームのぞみ	上尾市小敷谷	株式会社ジャパンエクシード	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成二十七年一月一日
シルバータウンあかつき	大里郡寄居町	有限会社相模鉢形三一九テクノ	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	平成二十六年十二月一日
田中歯科診療所	草加市松原	四石塚ひろみ	居宅療養管理指導	平成二十六年十一月一日
うけがわ歯科	川口市川口	四医療法人デンジャーハタルアドバン	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年十月一日
ヒ口薬局 志志木市上宗岡	志志木市上宗岡	株式会社フア	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十七年二月一日

薬局	かしわざ中央上尾市柏座一	株式会社エー	居宅療養管理指導	平成二十六年十月
	一〇一三	プラン	介護予防居宅療養	一日
			管理指導	

## 告 示

埼玉県告示第百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十七年二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	変更事	変更前	変更後	機関種別名
リハプライド越谷		レッツ倶楽部越谷	谷 リハプライド越谷	介護予防通所介護 通所介護
医療法人社団協友会 メディカルトピア草加病院		医療法人福寿会 メディカルトピア草加病院	医療法人社団協友会 メディカルトピア草加病院	介護予防訪問リハビリテーション 介護予防訪問看護
居宅介護支援事業所サカモト		川口市芝下ー九川口市芝下二ー一六	川口市芝下二ー一八ー二一ー一 ○ニユタカハイ △	居宅介護支援 介護予防居宅療養管理指導 訪問看護
春日部市第六地域包括支援センター		春日部市大枝三五 二一三山口マンシ ヨニー〇二	春日部市大枝八 九武里団地三ー 二二一ー〇一	介護予防支援
さくらデイサービスセンター		春日部市大場八七 二一九中村不動産 ビル一階	春日部市大場七 春日部市大場七 二一九中村不動産 ビル一階	介護予防通所介護 通所介護
居宅介護支援事業所さくら		春日部市大場八七 二一九中村不動産 ビル一階	春日部市大場七 春日部市大場七 二一九中村不動産 ビル一階	居宅介護支援

		福祉用具さくら	さくらケアセン ター
		所在地	所在地
		春日部市大場八七春日部市大場七 ビル一階 二一九中村不動産四八一 ビル一階	春日部市大場八七春日部市大場七 二一九中村不動産四八一 ビル一階
福祉用具貸与	貸与	特定福祉用具販売	訪問介護
	介護予防福祉用具	用具販売	介護予防訪問介護



## 告 示

埼玉県告示第百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十七年二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	医療法人社団協友 会 埼玉回生病院	所在地	八潮市大原四五五	サービスの種類	短期入所療養介護 介護療養型医療施設 介護予防短期入所 療養介護	廃止年月日	平成二十六年十二月三十一日
元気クリニック上 福岡	八潮市大瀬字根通四一 〇一三	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十七年一月 六日		
園田歯科医院	川口市南鳩ヶ谷五一三 〇一三	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十七年一月 十九日		
訪問看護ステーション シルバーク イフ川口	久喜市間鎌二五五一 （健康福祉センター「く りむ」内）	訪問看護 介護予防訪問看護	訪問看護 介護予防訪問看護	訪問看護 介護予防訪問看護	平成二十七年二月 二十八日		
エターナルケア泉 台ステーション	上尾市泉台三一 七 P A R K H I L L S 棟一〇一 号室	訪問介護 介護予防訪問介護	訪問介護 介護予防訪問介護	訪問介護 介護予防訪問介護	平成二十七年一月 三十一日		
エターナルデイサ ービスセンター泉 三	上尾市泉台三一 二二	通所介護 介護予防通所介護	通所介護 介護予防通所介護	通所介護 介護予防通所介護	平成二十七年一月 三十一日		

## 告 示

埼玉県告示第百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術機関として、次の者を指定した。

平成二十七年二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	開設者	所在地	指定年月日
しらさき眼科医院	白崎 慎英	北足立郡伊奈町大針八 四七一一	平成二十七年二月十 四日
川口さくら病院	医療法人社団 桐和会	川口市神戸二五八一	平成二十六年十二 月一日
医療法人社団 友 健会 元気クリニ ック 上福岡	友医療法人社団 友健会	ふじみ野市上福岡一 四一四六 中商ビル 一階	平成二十七年一月七 日
日本在宅クリニッ ク 埼玉西診療所	澤口 博	比企郡川島町下伊草一 五五一四	平成二十七年一月五 日
滝口皮フ科	瀧口 光次郎	○ 越谷市蒲生三一 一三	平成二十七年一月二 十六日
久喜在宅クリニッ ク	熊懷 真吾	久喜市久喜北一一 一〇	平成二十七年二月一 日
ウエル歯科クリニ ック	木村 功	春日部市藤塚一〇五三 一五	平成二十六年十一 月一日
だいが歯科クリニ ック	医療法人 Win Win	戸田市本町五一三一 二六 江口戸田公園ビ ル二F	平成二十七年一月一 日

モアナ歯科クリニック	医療法人 奉優会	川口市戸塚三ー三五ー一八 第二新幸ビル一階	平成二十六年十二月
ながさき歯科	医療法人 眞歯会	比企郡嵐山町大字菅谷二四九一六二	平成二十七年一月一日
こばやし歯科医院	小林 正道	草加市西町五二〇一四	平成二十七年二月一日
医療法人社団 悠天会	悠天会 せんげ悠天会	越谷市千間台東二ー一四一ー七	平成二十七年一月二十八日
院 ン台木村歯科医院			
スギナミ歯科	都 章煥	川口市並木三ー八一八ドルチエオクミ一F	平成二十七年一月一日
ドミ歯科クリニック	西田 義昭	鶴ヶ島市五味ヶ谷二〇二ー二五	平成二十六年十月一日
彩実薬局	株式会社 ピニスト	越谷市蒲生三ー一ー三〇	平成二十七年一月二十六日
ウエルシア薬局 坂戸南町店	株式会社	坂戸市南町五ー一二	平成二十六年十二月十八日
芙蓉堂薬局 田西口店	蓮有有限会社 堂薬局	芙蓉蓮田市上二ー二一四	平成二十七年一月一日
あおぞら訪問薬局	株式会社 ぞら	あお久喜市久喜北一ー二一〇	平成二十七年二月一日
シマズ薬局 里店	武合同会社 ズファルマ	春日部市増田新田三九一ー二四	平成二十七年一月一日

幸房薬局	株式会社 桜ヶ丘薬局	大和三郷市中央四―二九	平成二十七年一月十一日
まごころ薬局	株式会社 H a n d s i m	三郷市上彦名四六七	平成二十七年一月一日
ぐりむ薬局	株式会社 本木東松山市松葉町一―一三九	平成二十七年一月一日	
おおはし薬局 本店	本株式会社 A K	鴻巣市本町二―一―一八	平成二十七年一月一日
ウエルケア訪問看護ステーション	株式会社 ウエルオフ	越谷市東越谷二―一―一四 会田コーポ一日 号棟三階三D	平成二十六年十二月一日
ライフケア訪問看護リハビリステーションふじみ	株式会社 ジャパンコーポレーター 東武みずほ台サンライトマンション もみの木	富士見市西みずほ台 一―一―三	平成二十七年二月一日



遠山 勇太	秋山 恵美	座間味 宏貢	佐藤 宗也	石関 武	横濱 雅之
はつとりはり・きさいたま市中央区 ゆう接骨院(上落上落合三ー一〇ー一日 合院)	ハートフル鍼灸熊谷市中央二ー四 マッサージ院五ー一〇三 熊谷	モア整骨院 吉川市保一ー四一 一一	株式会社 リカ草加市氷川町二一 バリー 草加営三七ー八一ー〇二 業所 五日	訪問マッサージ草加市吉町三ー六 まつのき 一ー七 ム 一〇一号 サンハイ十九日	マッサージ治療さいたま市大宮区 院ふらいむ 大成町一ー四七〇 宮店 一日
平成二十七年二月	平成二十七年二月	平成二十七年一月 二十五日	平成二十七年一月	平成二十七年一月	平成二十七年二月



# 告示

埼玉県告示第百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施設機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十七年二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

## 一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
医療法人社団 協友会 365クリニック	名称	医療法人 福寿会 365クリニック	医療法人社団 協友会 365クリニック
医療法人社団 愛友会 上尾甞生病院	名称	医療法人 一心会 上尾甞生病院	医療法人社団 愛友会 上尾甞生病院
医療法人社団 愛友会 上尾中央腎クリニック	名称	医療法人 一心会 上尾中央腎クリニック	医療法人社団 愛友会 上尾中央腎クリニック
ツカサ薬局 千間台店	名称	メーブル薬局	ツカサ薬局 千間台店
プラザ薬局	名称	にこにこ薬局	プラザ薬局

二 指定施術機関

長登 敏朗		氏名
施術所住所	施術所名称	変更事項
東松山市元宿一丁目二六 一三〇二	莉葉整骨院	変更前
比企郡嵐山町むさし台 二九一六	至誠堂接骨院	変更後

# 告示

埼玉県告示第百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

平成二十七年二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

## 一 指定医療機関

名称	所在地	辞退年月日
エレナ歯科クリニック	人間市下藤沢六三四一 一	平成二十六年七月三十 一日
小島小児科医院	春日部市備後東三一 一五	平成二十七年四月一日

## 告 示

埼玉県告示第百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施設機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十七年二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
元気クリニック 福岡	上ふじみ野市上福岡一 一四一四六 中商ビル 一階	平成二十七年一月六日
医療法人 皓歯会 白岡ニュータウン歯 科	白岡市新白岡三一四一 ルネ・グランガーデン 店舗棟二F一八	平成二十七年一月三十 日
かしわざ薬局	上尾市柏座一〇一 三	平成二十七年一月三十 日
幸房薬局	三郷市幸房七四三一三	平成二十七年一月十日
おおはし薬局 本店	鴻巣市本町二一八	平成二十六年十二月三 十一日
アイン薬局 町店	川口市栄町一八一 一〇	平成二十七年二月二十 八日
シマズ薬局 武里店	春日部市増田新田三九 一一二三	平成二十六年十二月三 十一日
ぐりむ薬局	東松山市松葉町一一 一三九	平成二十六年十二月三 十一日
ながさき歯科	比企郡嵐山町菅谷二四 九一六二	平成二十六年十二月三 十一日

だいが歯科クリニック	戸田市本町五十一三十一 二六 江口戸田公園ビル二F	平成二十六年十二月三十一日
モアナ歯科クリニック	川口市戸塚三十三五十一 一八 第二新幸ビル一十日	平成二十六年十一月三十一日
ウエル歯科クリニック	春日部市藤塚一〇五三 一五	平成二十六年十月三十一日
兼子歯科医院	所沢市山口字城上一六 〇〇一	平成二十六年十二月二十一日
スギ訪問看護ステーション 所沢航空公園	所沢市並木三十一一六 八日	平成二十七年二月二十一日
訪問看護ステーション シルバライフ三十一八 川口	川口市南鳩ヶ谷五十三 八日	平成二十七年二月二十一日

二 指定施術機関

氏名		内田 幸佑	
住所			
名称	ふくわらいマツ サージ		
	所在地	東京都西東京市田無町四一ニ八一ー三十一日	
廃止年月日		平成二十六年十二月	

F 三 おんべビル三

# 告示

埼玉県告示第百七十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

セキチユー東松山高坂店

埼玉県東松山市あずま町四丁目一番一号

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社セキチユー 代表取締役 関口忠

（変更後）株式会社セキチユー 代表取締役 関口忠弘

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社セキチユー 代表取締役 関口忠

（変更後）株式会社セキチユー 代表取締役 関口忠弘

大規模小売店舗の所在地

（変更前）埼玉県東松山市東松山都市計画事業高坂駅東口第二特定土地区画

整理事業地内二十四 一街区

（変更後）埼玉県東松山市あずま町四丁目一番一号

## ハ 変更年月日

平成二十六年五月十四日 外

## ニ 届出年月日

平成二十七年二月十日

## 三 縦覧期間

平成二十七年二月二十七日から平成二十七年六月二十七日まで

## 四 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

## 五 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に



対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年二月二十七日から平成二十七年六月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第百七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

セキチユー東松山高坂店

埼玉県東松山市あずま町四丁目一番一号

## ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 四七八台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二五六台

## ハ 変更年月日

平成二十七年十月十一日

## ニ 届出年月日

平成二十七年二月十日

## 二 縦覧期間

平成二十七年二月二十七日から平成二十七年六月二十七日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十七年二月二十七日から平成二十七年六月二十七日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

埼玉県告示第百七十九号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二十七条第三項の規定により、障害者就業・生活支援センターから次のとおり変更の届出があった。

平成二十七年二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
社会福祉法人 親愛会	所在地の名称 及び地番	埼玉県川越市 大字今福二千 八百九十六番 地四	埼玉県川越市 中台二丁目十 七番地十五	平成二十七 年三月九日

## 告 示

### 埼玉県告示第百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知に係る保安林の所有者のうち次の者の所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を小鹿野町役場に掲示し、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十七年二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 所在が不明な者の氏名又は名称

新井みち、市川新藏、市川森吉、猪久保君恵、猪久保安藏、猪俣小六、猪俣晋七、大久保角太郎、大久保仙藏、大久保松四郎、大橋美恵子、神田鍋吉、神田鍋次郎、久保磯吉、久保馬吉、久保栄一、久保己之助、久保勘治、久保吉藏、久保兼藏、久保源作、久保十七次郎、久保四郎次、久保曾作、久保千代吉、久保平吉、久保峰六、久保和太郎、久保糸七、黒澤玉三郎、黒沢武平、黒澤松之助、高橋卯三郎、高橋島吉、高橋元七、高橋与七、佐々木儷子、多比良伊之藏、多比良丑吉、多比良丑藏、多比良久作、多比良潔、多比良きん、多比良金治、多比良定八、多比良メ吉、多比良十吉、多比良常太郎、多比良新藏、多比良照吉、多比良春吉、多比良半四郎、多比良福太郎、千島伊之吉、千島伊八、松本朝吉、松本仲次郎、松本政次郎、松本由藏、高橋清次郎、柴崎英雄

#### 二 通知の要旨

イ 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

ロ 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、平成二十七年一月二十三日付埼玉県告示第四十六号（保安林の指定施業要件の変更予定について）によること。

# 告 示

埼玉県告示第百八十一号

平成二十三年埼玉県告示第千四百八十四号で公示した公共測量（基準点測量・出来形確認測量原図作成）は、平成二十六年二月四日終了した旨測量計画機関である本庄市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第百八十二号

測量計画機関である杉戸町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

杉戸町

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

杉戸町杉戸二丁目及び杉戸三丁目地内

四 作業期間

平成二十六年十二月十五日から平成二十七年一月三十一日まで

# 告 示

埼玉県告示第百八十三号

平成二十六年埼玉県告示第九百八十三号で公示した公共測量（出来形確認測量）は、平成二十七年二月六日終了した旨測量計画機関である鴻巣市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告示

## 埼玉県告示第百八十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十七年二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

### 一 許可番号

第二〇〇六 二六 三号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県富士見市大字勝瀬字反町六十八番一 他二百七十一筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 六万三千七百八十八立方メートル



# 告示

## 埼玉県告示第百八十五号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十七年二月二十七日

埼玉県知事 上田清司

### 一 許可番号

第二〇一三 二八 二号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県所沢市大字中富字月野原千百二十三 外二十二筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千七百九十四方メートル

浸透効果量 〇・一四〇七立方メートル毎秒

## 告 示

埼玉県告示第百八十六号

越谷市から越谷都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第百八十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

平成二十七年二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
平成二十七年 三月十六日午 後一時	クローバーネ ット株式会社	代表取締役 上 秀樹	埼玉県桶川市寿二 丁目十六番四号
平成二十七年 三月十六日午 後二時	彩栄ハウジン グ株式会社	代表取締役 鈴木 雄二	埼玉県川越市諏訪 町十三番地四
平成二十七年 三月十六日午 後三時	株式会社アシ スト	代表取締役 小林 孝夫	埼玉県所沢市小手 指町二丁目十二番 地七
平成二十七年 三月十六日午 後四時	株式会社マル コ工務店	代表取締役 円子 雄一	埼玉県所沢市北野 南一丁目二十番地 の十三

## 二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

職員会館 B〇三会議室

# 告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 水村 正和

<p>和光志木線</p>	<p>路線名</p>
<p>朝霞市北原二丁目十六番三地先から 同市北原二丁目十六番十二地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限 る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十七年二月二十七日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十一年八月十 四日埼玉県朝霞県土 整備事務所長告示十 三号で告示した道路 予定区域の一部供用 開始である。延長八 六・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年二月二十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

## 一 許可番号

平成二十六年九月二十二日

指令川建セ第二六〇〇五九〇号

## 二 検査済証番号

平成二十七年二月二十四日

川建セ第二六〇一五〇号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字上貉字前谷三百八十五番一、三百八十六番一、三百九

十番二

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川越市砂新田五丁目四番地一 パレンティールア二〇三

新井 大介、新井 真代

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年二月二十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十六年十一月十一日

指令川建セ第二六〇〇六八一号

二 検査済証番号

平成二十七年二月二十三日

川建セ第二六〇一四七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字一ツ木字本村二百四十三番の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市沢口町二十一番地九 ミルメゾンス 二〇二

関根 聡

# 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年二月二十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知行

## 一 許可番号

平成二十七年一月六日

指令越建セ第二六〇〇五七〇号

## 二 検査済証番号

平成二十七年二月二十四日

越建セ第四八三一一号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松四丁目百六十二番一、百六十二番二

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市芝久保町四丁目二十六番三号

株式会社 東栄住宅 代表取締役 西野 弘



# 告 示

埼玉県流域下水道事業告示第二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年二月二十七日

埼玉県下水道事業管理者 土 屋 綱 男

- 1 購入等件名及び数量  
荒川右岸流域下水道終末処理場  
下水汚泥固形燃料化施設維持管理業務委託 一式
- 2 随意契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県荒川右岸下水道事務所 設備担当 埼玉県和光市新倉六丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成27年1月9日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
東芝電機サービス・JFEエンジニアリング共同企業体  
代表構成員  
東芝電機サービス株式会社 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号  
構成員  
JFEエンジニアリング株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
固定費に係る委託料 884,680,346円（税込）  
変動費に係る委託料 処理汚泥量1トン当たりの単価 4,432円（税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号に該当

# 告 示

埼玉県流域下水道事業告示第三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年二月二十七日

埼玉県下水道事業管理者 土 屋 綱 男

- 1 購入等件名及び数量  
荒川上流及び市野川流域下水道維持管理包括委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当  
埼玉県行田市長野 9 5 2 - 1
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成27年 1 月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
環境クリアー・ヴェオリア共同企業体  
代表構成員  
日本環境クリアー株式会社 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地 9  
ニッセイ大宮桜木町ビル 4 階  
構成員  
ヴェオリア・ウォーター・ジャパン株式会社 東京都港区海岸三丁目20番20号
- 5 随意契約に係る契約金額  
1,120,000,000円（税抜き）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公営企業法施行令第21条の14第 1 項第 8 号に該当

# 告 示

埼玉県選管告示第十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり所在地の住所表示の異動の届出があった。

平成二十七年二月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

施設の開設主体及び名称		所在地	
新	旧	新	旧
医療法人瑞穂会 城南中央病院	医療法人瑞穂会 川越リハビリター ション病院	埼玉県川越市中台元町一丁目十六番 十一号	埼玉県川越市大字今福二七四五番地
医療法人瑞穂会 介護老人保健施設 瑞穂の里		埼玉県川越市中台元町一丁目九番十 二号	埼玉県川越市大字今福二七四五番地

# 告 示

埼玉県選管告示第十一号

平成二十七年二月二十三日に埼玉県選挙管理委員矢部操が退職したので、地方自治法第百八十二条第三項の規定によって、次の者を選挙管理委員に補欠した。

平成二十七年二月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副 次

住 所 埼玉県春日部市上蛭田一四三一一〇

氏 名 坂 口 護

# 告 示

埼玉県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に  
関する報告を次のとおり公表する。

平成二十七年二月二十七日

埼玉県監査委員	寺 山 昌 文
埼玉県監査委員	荒 井 伸 夫
埼玉県監査委員	鈴 木 弘
埼玉県監査委員	本 木 茂

## 第1 監査結果に関する報告

### 1 定期監査分

#### (1) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合规性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証

#### (2) 監査の対象事務

平成25年度・平成26年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

#### (3) 監査の対象機関 180機関

所管部局	監査対象機関
企画財政部	東京事務所、南西部地域振興センター、北部地域振興センター、秩父地域振興センター
総務部	県営競技事務所、さいたま県税事務所、川口県税事務所、上尾県税事務所、朝霞県税事務所、川越県税事務所、所沢県税事務所、東松山県税事務所、本庄県税事務所、熊谷県税事務所、行田県税事務所、春日部県税事務所、越谷県税事務所、自動車税事務所、自動車税事務所大宮支所、自動車税事務所熊谷支所、自動車税事務所所沢支所、自動車税事務所春日部支所
県民生活部	婦人相談センター、男女共同参画推進センター
危機管理防災部	消防学校、防災航空センター
環境部	中央環境管理事務所、西部環境管理事務所、東松山環境管理事務所、秩父環境管理事務所、北部環境管理事務所、越谷環境管理事務所、東部環境管理事務所、環境科学国際センター、環境整備センター
福祉部	東部中央福祉事務所、西部福祉事務所、北部福祉事務所、総合リハビリテーションセンター、精神保健福祉センター、南児童相談所、所沢児童相談所、熊谷児童相談所、越谷児童相談所、越谷児童相談所草加支所、埼玉学園
保健医療部	川口保健所、朝霞保健所、春日部保健所、鴻巣保健所、東松山保健所、坂戸保健所、熊谷保健所、本庄保健所、衛生研究所、高等看護学院、動物指導センター、動物指導センター南支所
産業労働部	計量検定所、産業技術総合センター北部研究所、川口高等技術専門校、春日部高等技術専門校
農林部	さいたま農林振興センター、川越農林振興センター、東松山農林振興センター、秩父農林振興センター、本庄農林振興センター、加須農林振興



	センター、病虫害防除所、川越家畜保健衛生所、熊谷家畜保健衛生所、農業大学校、農林総合研究センター、農林総合研究センター水田農業研究所、農林総合研究センター園芸研究所、農林総合研究センター水産研究所、花と緑の振興センター、寄居林業事務所、農村整備計画センター
県土整備部	さいたま県土整備事務所、朝霞県土整備事務所、北本県土整備事務所、川越県土整備事務所、行田県土整備事務所
都市整備部	大宮公園事務所
企業局	大久保浄水場、庄和浄水場、行田浄水場、吉見浄水場、水質管理センター、水道整備事務所
病院局	循環器・呼吸器病センター、小児医療センター、精神医療センター
下水道局	荒川左岸南部下水道事務所、荒川左岸北部下水道事務所、中川下水道事務所
教育局	北部教育事務所、北部教育事務所秩父支所、東部教育事務所、久喜図書館、歴史と民族の博物館、さきたま史跡の博物館、嵐山史跡の博物館、近代美術館、伊奈学園中学校、上尾鷹の台高等学校、上尾橘高等学校、朝霞西高等学校、伊奈学園総合高等学校、人間向陽高等学校、浦和高等学校、浦和北高等学校、浦和西高等学校、大宮武蔵野高等学校、小川高等学校、桶川西高等学校、春日部高等学校、春日部工業高等学校、川口高等学校、川口北高等学校、川口工業高等学校、川口青陵高等学校、熊谷女子高等学校、越ヶ谷高等学校、越谷北等学校、越谷総合技術高等学校、越谷西高等学校、越谷東高等学校、越谷南高等学校、児玉高等学校、児玉白楊高等学校、志木高等学校、戸田翔陽高等学校、豊岡高等学校、滑川総合高等学校、新座総合技術高等学校、新座柳瀬高等学校、鳩ヶ谷高等学校、深谷高等学校、富士見高等学校、ふじみ野高等学校、松伏高等学校、松山高等学校、松山女子高等学校、妻沼高等学校、与野高等学校、寄居城北高等学校、和光国際高等学校、蕨高等学校、川口特別支援学校、熊谷特別支援学校、越谷特別支援学校、特別支援学校さいたま桜高等学園、特別支援学校羽生ふじ高等学園、東松山特別支援学校、本庄特別支援学校、和光特別支援学校、和光南特別支援学校
警察本部	浦和東警察署、浦和西警察署、大宮西警察署、蕨警察署、川口警察署、武南警察署、朝霞警察署、草加警察署、東入間警察署、所沢警察署、西入間警察署、東松山警察署、小川警察署、本庄警察署、児玉警察署、熊谷警察署、深谷警察署、寄居警察署、越谷警察署、幸手警察署、吉川警察署

(4) 監査実施日

平成26年10月31日～平成26年12月26日

## 2 監査の結果

### ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

- ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの。
- イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの。

### イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

- ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの。
- イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの。

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

### ア 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
警察本部	幸手警察署	平成 24 年度及び平成 25 年度（上半期）の幸手警察署幸手東交番敷地の賃借について、土地賃貸借契約書を作成せずに賃料を支出していたことは不適切であった。

### イ 注意事項

機関・職制名		監査の結果
総務部	自動車税事務所	平成 25 年度の「ハガキ印刷代」（37,170 円）について、相手から請求された日から 15 日以内に支払わなければならないところ、91 日間超過したことは不適切であった。
農林部	川越農林振興センター	平成 25 年度の「西名栗線森林管理道開設工事」（12,883,500 円）及び「川角ほか里山・平地林再生工事」（3,470,250 円）について、当初契約に追加工事の必要が生じ、その額が当初契約の請負額の 3 割を超え

		たため別途契約とした。当初工事と一体不可分との理由で当初請負業者と随意契約を締結したことは、不適切であり、その結果として、変更契約であれば使用する請負率で調整した場合の工事費と比べ過大な契約額となった。
農林部	加須農林振興センター	平成 26 年度の加須農林振興センター「避難口誘導灯交換工事」(81,378 円)について、契約内容の一部である消防法に基づく届出の履行確認前に支出していたことは不適切であった。
都市整備部	大宮公園事務所	平成 26 年 3 月に行った公益財団法人埼玉県公園緑地協会に対する行政財産使用許可に基づく使用料(5,209,596 円)について、平成 26 年 11 月まで調定、収納手続きが遅れたことは不適切であった。
企業局	吉見浄水場	平成 25 年度の吉見浄水場における「薬注・沈でんろ過池等電気計装設備点検業務委託」(5,722,500 円)及び「非常用発電機設備点検業務委託」(1,239,000 円)について、一部の業務の再委託を書面によらず承諾していたことは不適切であった。
警察本部	東松山警察署	平成 25 年度の「東松山警察署空調設備保守業務」(945,000 円)について、一部業務の再委託を書面によらず承諾していたことは不適切であった。

# 告 示

埼玉県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成二十七年二月二十七日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 鈴 木 弘

埼玉県監査委員 本 木 茂

## 1 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
企業局	地域整備 事務所	平成 26 年 12 月 12 日 (第 2654 号)	平成 25 年度の幸手中央地区産業団地整備事業における予算執行のうち「電気通信線路移設補償契約」2 件(1,205,100 円及び 69,230,800 円)について、完了の確認を完成の通知を受けた日から 10 日以内に行わなければならないところ、10 日を超えた日に行ったことは不適切であった。	再発防止のため、監査結果を職員に周知するとともに、完成の通知を受領した際には、当該通知に「完了確認予定日」を記載して上司に報告することとした。 また、検査完了までの進捗管理を確実にを行うためチェックシートを作成し、チェック機能を強化した。
教育局	和光高等 学校	平成 26 年 12 月 12 日 (第 2654 号)	平成 25 年度の業務用クリーナー(57,120 円)拡声器(59,850 円)について、近接した期日で、それぞれ 2 回に分割して、同一業者から購入していた。総額が 10 万円を超えているにも関わらず、その都度、同一業者 1 者のみの見積書により購入していたことは不適切であった。	再発防止のため、朝会等を通じて監査結果を全教職員に周知するとともに、計画的かつ効率的な予算執行について周知徹底した。 また、財務事務を担当する職員に対し、埼玉県財務規則等関係法令を遵守し、適切な財務事務の執行に努めるよう指導した。 具体的には、物品購入の際は、関係教職員と購入内容、時期、数量、調達方法について密接な連絡調整を行うことにより、計画的かつ効率的な執行を確保するとともに、出納総務課作成のチェックシートを活用することにより、複数の職員による確認を行うなどチェック体制の強化を図った。 更に、業務処理状況一覧を作成し共有することで、業務の整理と見える化を図り、組織的な管理体制を整備した。